

※この法令は廃止されています。

昭和四十年政令第八十七号

伝染病予防調査会令

内閣は、厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 伝染病予防調査会（以下「調査会」という。）は、厚生大臣の諮問に応じて、伝染病の予防に関する重要事項を調査審議する。

2 調査会は、前項の重要事項に関し、厚生大臣に意見を述べることができる。

（組織）

第二条 調査会は、委員四十人以内で組織する。

2 調査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員及び専門委員）

第三条 委員及び専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

2 委員及び専門委員は、非常勤とする。

（任期）

第四条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、退任するものとする。

（会長）

第五条 調査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

（部会）

第六条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員のうちから互選された者が、その職務を行なう。

6 調査会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて調査会の決議とすることができ

（庶務）

第七条 調査会の庶務は、厚生省公衆衛生局防疫課において処理する。

（雑則）

第八条 この政令に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、調査会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（厚生省組織令の一部改正）

2 厚生省組織令（昭和二十七年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

五 伝染病予防調査会に関すること。